

西予市育英会奨学生選考基準

(1) 家計基準

新型コロナウイルス感染症の影響による失業など家計急変の事由により年間収入の著しい減少が見込まれること。

(2) 学力基準

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者であること。評定平均値が概ね 2.5 以上であること。

(3) 併願

類似の奨学金制度との併願をしている場合は、採用決定後、どちらかを選択することとし、複数の奨学金制度を利用することは認めない。